

# 古代出羽国北部における 地域支配の特質

## 地域支配拠点としての古代城柵と柵

Characteristics of Regional Domination in the Northern Part of the Ancient Dewa Province: Ancient Fortification and “Fence” as a Regional Control Base

伊藤武士

ITO Takeshi

はじめに

- ① 出羽国北部における古代城柵の実態と機能
- ② 出羽国北部における古代城柵の終末と新たな地域支配拠点の出現
- ③ 古代出羽国北部における地域支配の特質

### 【論文要旨】

出羽国北部においては、8世紀に律令国家により出羽柵（秋田城）や雄勝城などの古代城柵が設置され、9世紀以降も城柵を拠点として広域の地域支配が行われた。古代城柵遺跡である秋田城跡や弘田柵跡においては、城柵が行政と軍事、朝貢饗給機能に加え、交易、物資集積管理、生産、居住、宗教、祭祀などの機能を、複合的かつ集約的に有した地域支配拠点であった実態が把握されている。特に、継続的に操業する城柵内生産施設を有して周辺地域開発の拠点として機能した点については、出羽国北部城柵の地域的な特徴として指摘される。

10世紀後半には、出羽国北部城柵はその地域支配拠点としての実態と機能を失っていく。律令支配が終焉を迎えるなか、地方豪族である清原氏による新たな支配体制が成立し、新たな地域支配拠点として「柵」が出現する。そして大鳥井山遺跡をはじめとする柵の実態的機能には、出羽国北部城柵との共通性が認められる。

律令国家体制から王朝国家体制に変わり、11世紀以降には荘園公領制下で土地開発が進むなか、出羽国北部は城柵設置地域であり、かつ荘園未設置地域という特徴的な地域性を有することとなった。在庁官人の出自とされる清原氏は、その地域特性などを背景に、柵を地域支配拠点として、古代城柵の持つ複合的かつ集約的な地域支配のシステムや、開発拠点としての特徴的機能を継承し、直接支配地域である横手盆地などにおいて、独自性を持つ大開発領主となったと考えられる。

出羽国北部における大開発領主として成長し、11世紀代において、その軍事力と経済力を誇示した清原氏の地域支配の背景には、出羽国北部の地域特性や、古代城柵から柵へと受け継がれた特徴的な地域支配のシステムがあったと考えられる。

【キーワード】 出羽国北部古代城柵、地域支配拠点、地域開発拠点、清原氏、大開発領主、古代城柵から柵へ

## はじめに

東日本に設置された古代城柵については、軍事や行政、蝦夷政策を担う古代律令国家の支配拠点として位置づけられ、様々な調査研究と実態解明の取り組みが行われてきた。筆者も最北の古代城柵秋田城における調査研究を通じ、古代城柵の実態的機能について検討し、出羽国と陸奥国間の地域差や城柵の地域性などについて検討を行ってきた。

本論では、まず、出羽国北部地域における城柵の地域支配拠点としての実態的機能や特徴について把握する。さらに古代城柵が実態と機能を失った後、新たな地域支配拠点として出現する在地豪族清原氏らによる「柵」の出現に着目し、その実態的機能の把握を行い、古代城柵との共通点などについて検討する。

さらに城柵設置地域であり、かつ荘園未設置地域という出羽国北部の特徴的な地域性をふまえたうえで、清原氏の直接支配地域である横手盆地における10世紀後半以降の地域様相の変化に検討を加え、11世紀代に清原氏が柵を拠点とし、独自性を持つ大開発領主として地域支配を成立させるに至った背景について考察する。また、横手盆地における長者伝説や歴史地理学的検討、11世紀代の地域様相などをふまえ、清原氏による地域開発や支配のあり方についても検討を加える。

それら古代城柵や柵の実態的機能の把握や、地域様相の検討などを通じて、古代出羽国北部における地域支配の特質について考察する。

## ①……………出羽国北部における 古代城柵の実態と機能

### (1) 出羽国北部における古代城柵

東日本の古代城柵は、7世紀後半から9世紀にかけて柵戸などの移民や蝦夷の支配統括を目的として設置された軍事・行政機関である。律令的支配を行うほか、蝦夷に対する「饗給・斥候・征討」などの任務があったされる。律令国家の領域支配拡大のため、段階的に北進し、設置後には建郡が行われた(図1) [今泉 2015]。

現在の秋田県域に該当する出羽国北部では、現在まで郡衙として位置づけられる遺跡は明確に把握されておらず、律令制施行外の蝦夷社会に接する陸奥国北部を含む辺境部の城柵設置地域では、城柵を中心に、複数の郡範囲に相当する広域に対し直接的な支配が行われたと考えられる [八木 2005, 八木 2007]。

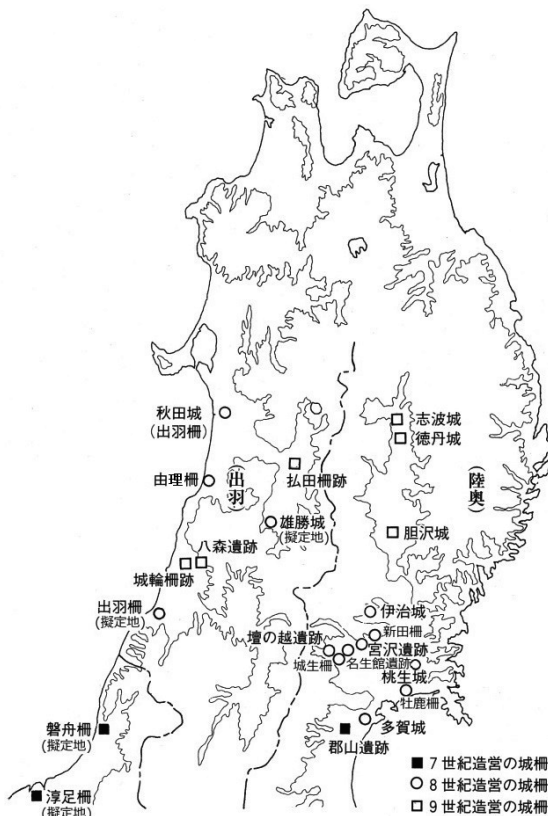


図1 東日本の古代城柵位置図

史料からは、出羽国北部において古代城柵として出羽柵および秋田城、雄勝城の存在が把握される。また、発掘調査により把握された古代城柵の遺跡としては、秋田県秋田市に所在する秋田城跡と大仙市・美郷町に所在する払田柵跡がある。秋田城跡は、調査研究により庄内地方から北進した出羽柵、後の秋田城に同定されている。払田柵跡は、史料上の城柵との同定は確定していないが、近年は当初横手盆地南半に所在した雄勝城が北進し、移転した第2次雄勝城とする説が有力である[鈴木 1998]。

## (2) 秋田城跡の実態と機能

秋田城跡は、秋田平野の西、雄物川が日本海にそそぐ河口付近の独立した標高 40～50 m の低丘陵上、通称高清水丘に立地する[秋田市教育委員会 1973 ほか]。

和銅年間に山形県庄内地方に設置された出羽柵が、天平 5 年(733)に秋田に北進し遷置された秋田出羽柵をその始まりとする。『続日本紀』天平 5 年 12 月己未条には、「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」の記載がある。天平宝字年間頃(760 頃)には秋田城と改称され、その後は、延暦 23 年の停廢問題、天長 7 年(830)の出羽国大地震、元慶 2 年(878)元慶の乱等の関連記録が史料に残る。

発掘調査により、外郭と政庁からなる古代城柵の基本構造と城内外施設を持ち、それらの主要施設は、秋田「出羽柵」創建期の 8 世紀第 2 四半期から 10 世紀中葉まで継続し、変遷することが把握されている。また、その年代と改修の画期については、前述した史料上の動向と一致している(図 2・表 1)。

秋田城跡においては、古代城柵の基本的機能である行政・軍事機能、そして蝦夷の朝貢とそれに対する饗給機能を持っていたこと、居住施設、生産施設、宗教施設としての機能に加え、外交や広

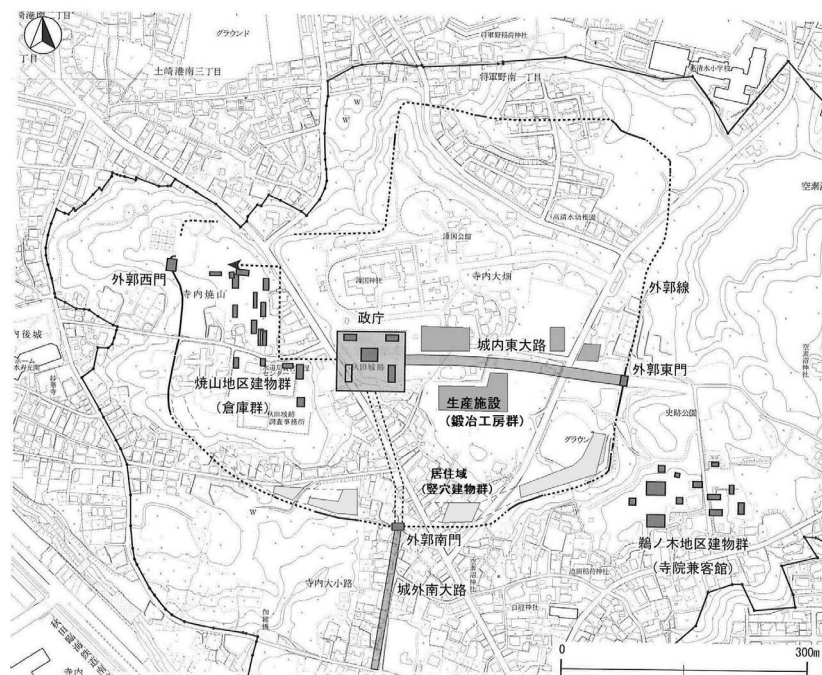


図 2 秋田城跡全体図

表1 秋田城遺構変遷表

	733	750 760	800	830	850	878	900 915	950
政 庁 政庁区画施設	I 期 築地塀	II 期 築地塀・材木列塀	III 期 一本柱列塀	IV A 期 一本柱列塀	IV B 期 一本柱列塀	V 期 材木列塀	VI 期 一本柱列塀	
外 郭 外郭区画施設	I 期 瓦葺き築地塀	II 期 非瓦葺き築地塀	III 期 (小期あり) 柱列塀			IV 期 (小期あり) 材木列塀		V 期 大溝
大畑地区	I 期	II 期 生産施設	III 期 生産施設整備 居住域住居数増加	IV 期 生産施設充実		V 期 官衙建物		
焼山地区	I 期 A 類建物 倉庫	II 期 B 類建物 倉庫群か?	III 期(小期あり) C 類建物 倉庫群			D 類建物?		
鶉ノ木地区	I 期 寺院	II 期 寺院兼客館	III 期 寺院	IV 期 寺院・祓所		V 期 寺院		
時 期	天平5年 (733) ~	8C後半前葉~	8C末・9C初~	9C第2四半 期~	9C第3四半 期~	元慶2年 (878) ~	10C第2四 半期~10C 中葉	
備 考	秋田出羽柵 創建期	天平宝字年間 「秋田城」改修期	第III期全体 大改修期	天長7年 (830)大地 震後復興期 か	元慶の乱で 焼失	元慶の乱 (878)後復 興期	最終末期	

域交流、物資集積管理などの特徴的機能を持っていたことが、出土遺物や遺構により、具体的に把握されている<sup>(2)</sup> [伊藤 2006, 伊藤 2016]。

行政機能については、官衙に共通する政庁施設の存在や、行政文書の漆紙文書や木簡などの出土文字資料により裏付けられている。軍事機能に関係しては、城柵特有の外郭区画施設の存在や武器、武具類の出土に加え、武器の集積管理を示す器状帳様漆紙文書や、鎮兵や軍団兵士、鎮所や軍毅所など軍事組織の存在を示す木簡や墨書土器などが出土している。その軍事機能は、外郭区画施設への櫓状建物の付設とあわせ、9世紀以降強化されていったと考えられる。また、蝦夷の朝貢に対する饗給機能については、「狄饗料」の第71号木簡の出土により明確に裏付けられている。

外郭南辺から東辺の城内側には堅穴建物群が存在し、城内に兵士や下級官人の居住域が存在したことが把握されている。城内東側の焼山地区の鍛冶工房群からは生産機能などが把握されている。また、城外については、南東側の付属寺院や祓所の存在から、宗教施設や祭祀の場としての機能が把握されている。

さらに最北の城柵として蝦夷社会に接し、北方や大陸への窓口でもあった秋田城には、特徴的機能が付加されていた。城外鶉ノ木地区の迎賓館施設と大陸からの来訪者の使用を示す水洗厠舎の調査成果からは、奈良時代における外交交流施設としての機能が把握されている。また、城内焼山地区の倉庫群からは、広域の朝貢饗給とそれに伴う交易に対応するための物資集積管理機能が把握されている。

以上のような古代城柵秋田城の実態からは、行政、軍事、朝貢と饗給、居住、生産、宗教、外交と交易など、様々な機能が把握され、複合的機能を有した広域行政施設であったことが理解される。

また、行政施設としての権威と軍事力を持ちつつ、工人などの労働力と租庸調などの租税や鉄などの資本を城内と周辺に集約、集積し、古代国家が地域支配にあたる拠点であったことも理解される。

そしてその地域支配拠点としての機能のうち、出羽国北部の地域特性に関わる重要な機能が、城内の鍛冶工房群などから把握される生産施設としての機能である。

秋田城跡においては、第33次・第64次・第72次・第75次・第80次・第100次調査などにより、8世紀後半以降、城内東側の大畑地区を中心として鍛冶工房が継続して操業している状況が把握されている。特に8世紀末以降は、竪穴状工房と掘立柱建物で構成される生産施設として、地区内に複数のブロックごとに整備され、生産活動が活発となる。その生産施設としての機能は、9世紀前半から中頃をピークとしている（図3・図4・写真1・表1）。

それらの工房群は、竪穴状工房の建替えやブロックごとの操業の時期差などから、城柵の改修に

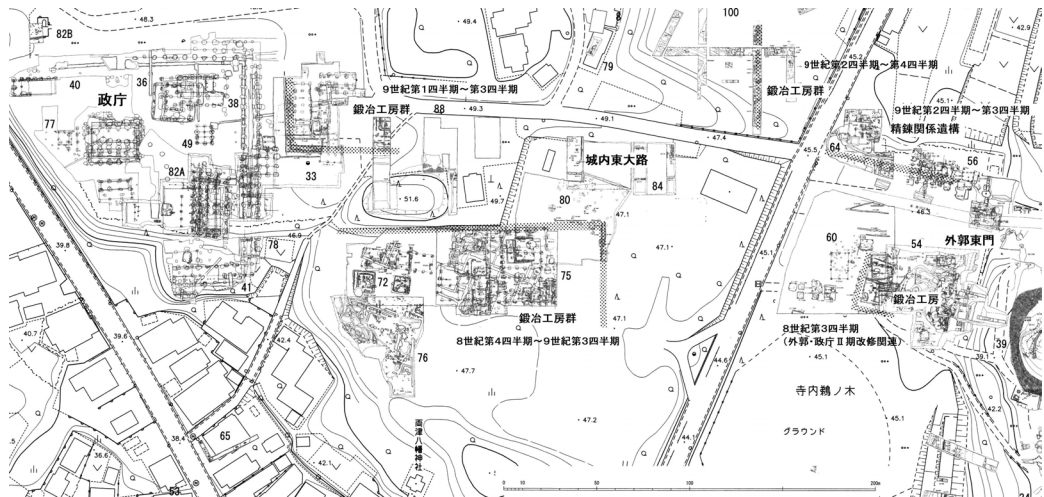


図3 大畑地区鍛冶工房群位置図

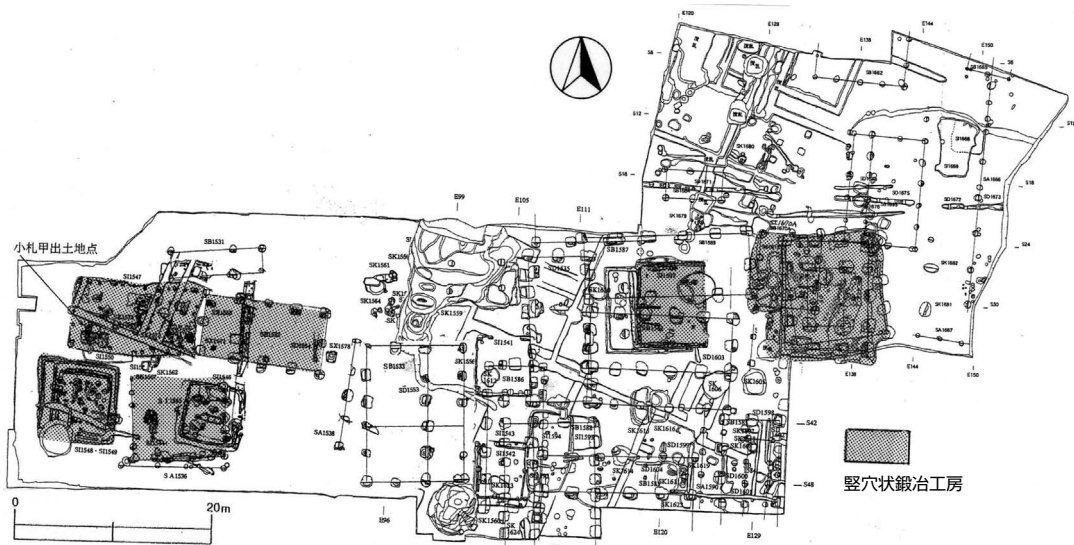


図4 第72次調査竪穴状鍛冶工房遺構配置図

伴う一時的な操業ではなく、継続的かつ恒常的に操業する城内生産施設と考えられる。また、大畑地区では他に多くの漆紙文書の出土から、漆工を含む生産施設の操業も把握されている。

その城柵内生産施設について操業の背景を検討すると、周辺地域社会との関係性が指摘される。この城柵内生産施設の充実と同時期に秋田城の周辺地域では、秋田郡域の八郎湯周辺への拡大や集落数の増加が把握されている（図5）〔神田 2005〕。また、当該期に周辺地域では、秋田平野周辺丘陵部に製鉄関連遺跡は把握されているものの、明確に当該期に機能したと考えられる鉄製品を生産加工する鍛冶炉などを伴う遺跡は把握されない。

秋田城跡の城内生産施設で生産された鉄製品について、第72次・第75次・第80次調査の堅穴工房跡遺構内出土鉄製品を見た場合、鋤先1点、鉄釘5点、絞具1点、鉄族7点、小札2点であり、武器武具以外にも釘や鋤先などの建築資材や道具類が生産されている可能性が高い（図6）。集落の増加拡大地域で鍛冶関連遺構が確認されないという地域様相と合わせて考えると、それら城柵内で生産された鉄製品が、拡大した郡域内の官衙関連施設や集落に対し、地域開発に要する物資として供給されたと考えられる。

それらのことから、秋田城は古代城柵としての基本的機能に加え、生産施設としての機能を有し、

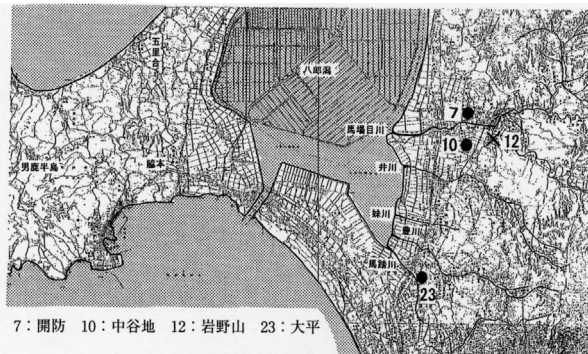


図5 秋田平野北部～八郎湯付近遺跡分布図  
〔神田和彦 2005より〕



写真1 第33次調査SI 593堅穴状鍛冶工房跡

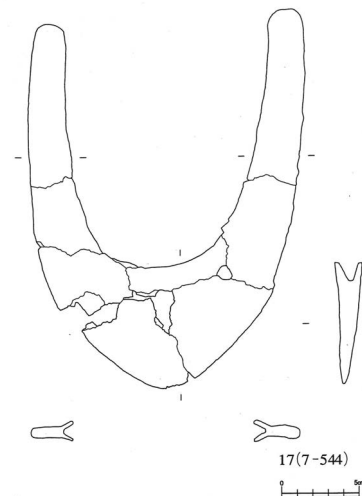


図6 秋田城跡 SI1595 堅穴状工房跡出土鋤先実測図

地域開発の拠点としても機能したことと、周辺地域開発が進む9世紀以降にその機能が強化されたことが理解されるのである。

### (3) 払田柵跡の実態と機能

払田柵跡は、横手盆地の北、長森と真山の低丘陵上から周囲の沖積地にかけて立地する。発掘調査により、外柵、外郭、政庁の三重の区画施設と政庁や実務官衙からなる古代城柵の基本構造が把握されている(図7)。城内外の主要施設も含め、9世紀初めから10世紀後葉まで継続し、変遷することが把握されている(表2)。秋田城と同様に、行政機能と軍事機能などの古代城柵としての基本的機能が、遺構と遺物から具体的に把握されている。行政文書の漆紙文書や木簡などの出土文字資料から行政機能が把握され、石塁と櫓状建物を伴う外郭区画施設や武器、武具類の出土などから防御的機能や軍事機能が把握されている。また、「狄藻」の記載のある第59号木簡出土などからは、朝貢饗給と交易機能が把握される。

それに加え、柵内東側の長森東方地区の竪穴建物を主体とする居住域としての利用、長森西部地区の生産施設、柵外南東に隣接する厨川谷地の祭祀遺跡からは宗教祭祀機能などが把握されている。やはり、払田柵跡についても、秋田城跡と同様に行政、軍事、朝貢饗給、交易、居住、生産、宗教祭祀などの多様な機能が把握され、複合的機能を有した広域行政施設として位置づけられる。

出羽国北部城柵として注目されるのは、秋田城跡と払田柵跡において、操業のピークは異なるものの、城柵内生産施設としての機能が共通することである。

払田柵跡については、柵内西側の長森丘陵西側(長森西方地区)に、9世紀中頃から10世紀前半にかけて、鉄製品や銅製品の金属加工(鍛冶や铸造)に関連する工房群が継続的かつ集中して操業する区域があり、城柵内生産施設が把握されている。竪穴状工房と掘立柱建物の工房や、工人を管

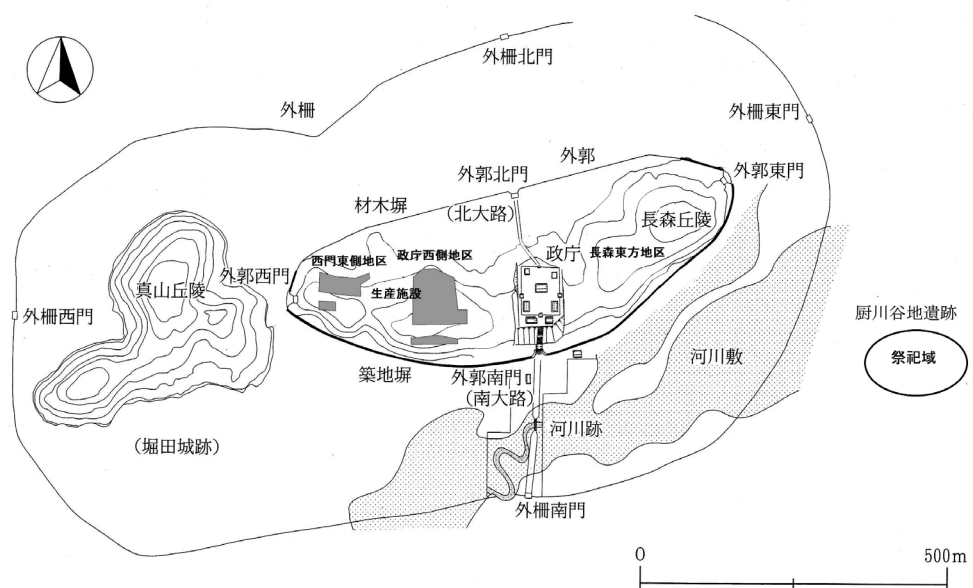


図7 払田柵跡全体図

[払田柵跡調査事務所 2009 を元に一部改変]

表2 払田柵跡遺構変遷表 [払田柵跡調査事務所 2009より]

	801年頃か	(850年)	907年	915年	917年+α (10C中)	(10C後)	《中世以降》
政庁	第Ⅰ期 A期   B期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	→	第Ⅳ期	第Ⅴ期	-
外郭線	A期 築地+材木塀	B期 材木塀	C期	→	D期	D期	-
外柵	◎(※1) 材木塀角材列	×	×	×	×	×	-
長森丘陵 東方官衙域	A→B→C期 建物→竪穴→建物+塀	D期 竪穴(工房?)	E期 建物+板塀	→	E期	F期 建物	(遺物散布地)
外郭南門 東方官衙域	◎ 3×5間建物	◎ ? 3×3間建物	?	?	?	?	(遺物散布地)
外郭南門 南西官衙域	×	×	○ 2×7間建物	○	○ ○	○ ○	(遺物散布地)
外郭南門 周辺	A期 八脚門+石塁+築地	B期 八脚門+材木塀	C期	→	D期	D期	-
南大路 (外柵 南門→外郭南門)	盛土? (側溝なし) 幅員12m以内、橋	(→)	(→)	(→)	(→)	(→)	-
外郭北門 周辺	A期 八脚門+材木塀+櫓	B期	C期	→	D期	D期	-
北大路 (政庁 北門→外郭北門)	盛土 (側溝なし) 幅員6~7m	→	木道 幅員1~2.5m	→	?	?	-
ホイド清水	◎	→	→	→	→	→	(現存・開口)
長森丘陵 西側	?	○ ◎ 鍛冶工房域	◎	○	○ ?	?	13世紀の墓域 15世紀の墓域
祭祀域	?	○ ○ 外柵南門周辺	◎ ◎ 柵外・厨川谷地遺跡	◎	?	?	(埋納銭出土地)
低地部の 居住域	? ○ (外柵西門脇 の竪穴1棟)	?	?	?	?	?	(遺物散布地)
真山丘陵	(外柵内)	(外郭外)	→	→	→	(墓域、火葬墓)	13世紀以降の 城館(堀田城)

【嘉祥3年の大地震か】

【十和田a火山灰】

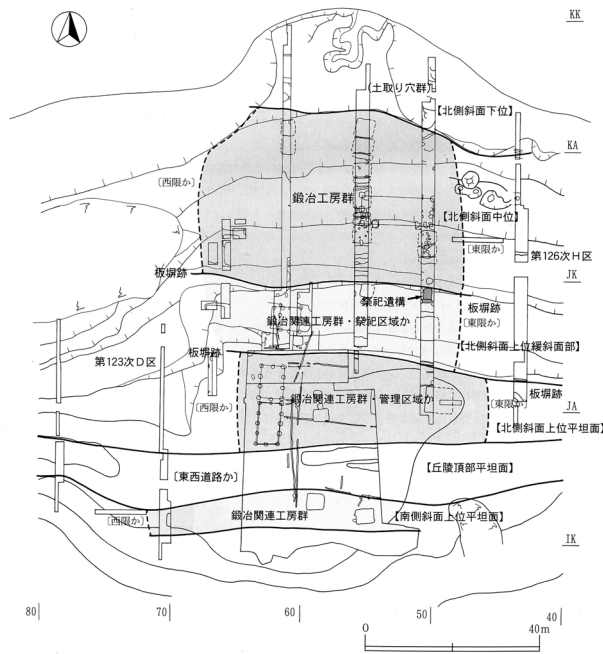


図8 払田柵跡政庁西側生産施設遺構配置図 [払田柵跡調査事務所 2009より]



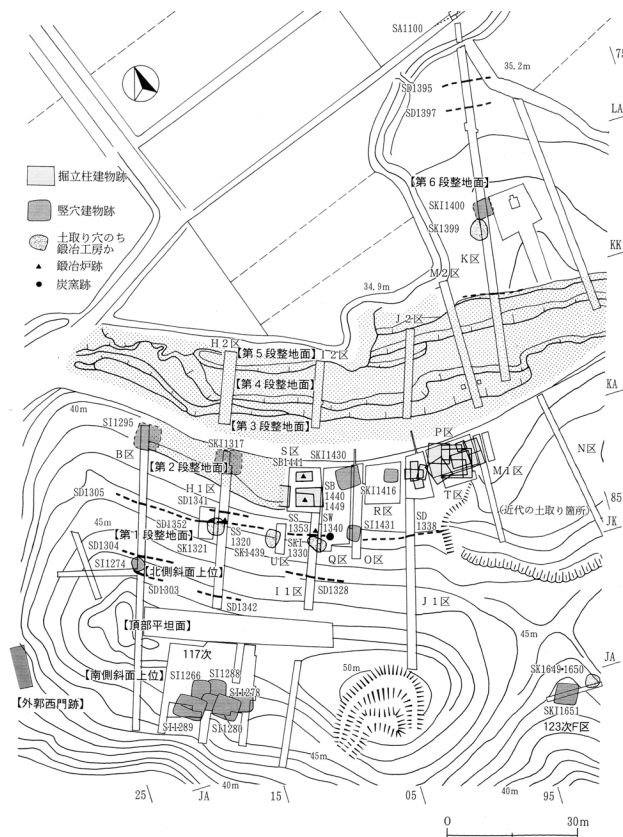


図9 払田柵跡西門東側生産施設遺構配置図  
[払田柵跡調査事務所 2009 年より]

理する掘立柱建物があり、それらにより構成される生産施設が継続して操業している。その整備と充実、生産活動が活発化は、9世紀後半から10世紀初め頃をピークとしている。それらは、政庁西側地区と外柵西門東側地区といったブロックごとの同時操業や、ブロック内における工場の建替えによる継続的な操業などから、城柵の改修に伴う一時的な操業ではなく、継続的かつ恒常的に機能する城柵内生産施設と考えられる(図8, 図9)。また、柵内東側の長森丘陵東側においても、9世紀後半に漆工を含む非鍛冶関係工場の生産施設の操業が想定されている[秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 2009]。

この城柵内生産施設の操業開始時期である9世紀中葉以降に、横手盆地では掘立柱建物を伴う集落などにより集落数の増加が把握されており、その増加は9世紀後葉から10世紀前葉をピークとしている(図10)。

また、払田柵跡周辺地域や横手盆地においては、製鉄遺跡や鉄製品を生産加工する鍛冶炉などを伴う遺跡は把握されていない[高橋 2014, 島田 2016, 2019]。

秋田城内生産施設の操業拡大・充実時期と秋田平野北部における集落拡大・増加時期の一致と同じ状況が、地域と時期をずらして、払田柵跡内と横手盆地においても認められ、城柵内生産施設の活発化の契機が、集落増加という地域開発の動向と一致していることが指摘されるのである。

払田柵跡の城内生産施設で生産された鉄製品を見た場合、鍛冶工房跡内から出土したものはないが、長森西方地区内出土の鉄製品として、斧、鎌、紡錘車、絞具、板状製品が出土している。武器武具類はなく、工具類や生業に関係する製品となっており、それらが生産されていた可能性が高い。

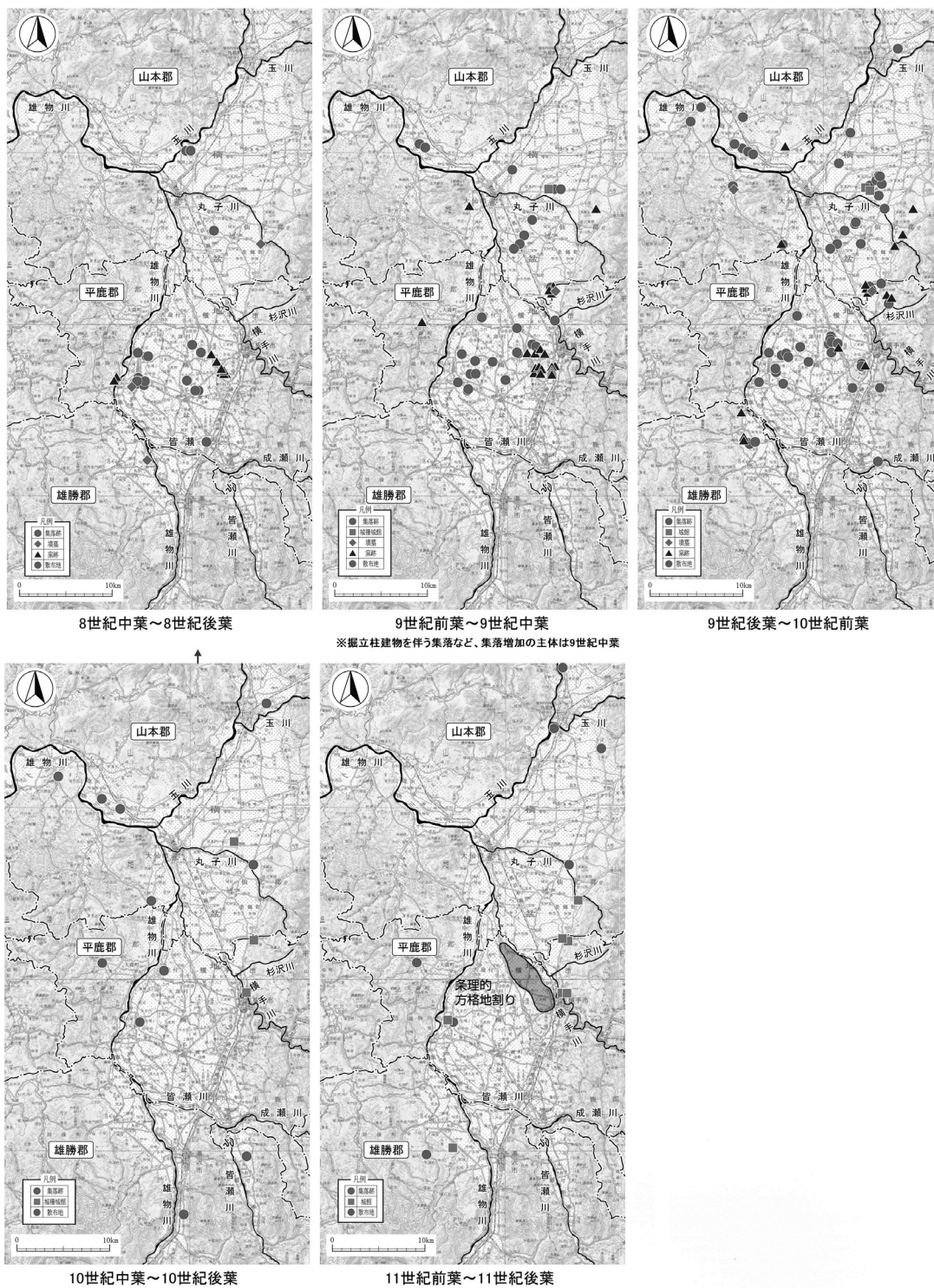


図10 横手盆地集落遺跡変遷図  
[島田 2019 を元に作成]

先行する秋田城およびその周辺地域の事例もふまえると、払田柵跡の城柵内で生産された鉄製品等も横手盆地における集落の拡大と開発、地域開発のために供給されたと考えられる。

払田柵跡の城内生産施設については、9世紀後半以降の秋田城以北の秋田城下地域の開発に伴う技術伝習の施設とする高橋学の見解もある[高橋 2016]。しかし、技術伝習に関わるとされる竪穴状工房の連続建て替え区域以外の鍛冶工房群が存在することや、秋田城下地域や北方地域により近い秋田城内の鍛冶等の生産施設が、その当該地域の開発が活発化する元慶の乱(878)以降に激減していることをふまえると、城柵内生産施設について北方地域開発のための技術伝習と技術供与に目的を限定するのは困難と考えられ、やはり払田柵周辺の横手盆地の集落増加、地域開発のための供給がその主たる操業目的と考えられる。

#### (4) 出羽国北部古代城柵の地域的特徴

発掘調査により実態が把握された秋田城跡と払田柵跡という出羽国北部の古代城柵遺跡には、城内に継続して操業する鉄製品などの大規模な生産施設が存在することが確認された。それら出羽側北部の2城柵に対し、陸奥側の城柵については、城柵内において造営や改修に伴う一時的な鍛冶工房等の操業は認められるが、継続して操業する大規模な城柵内生産関連施設の形成は認められない。

それらのことから、鉄製品生産を主とする城柵内生産施設の機能は、出羽国北部城柵に共通する<sup>(4)</sup>地域的な特徴として指摘されるのである。

また、城柵内生産施設の拡大充実時期を見た場合、秋田城跡では9世紀前半から中頃、払田柵跡では9世紀後葉から10世紀初めに最盛期を迎えている。当該期において秋田城跡周辺では、秋田平野から八郎潟周辺への秋田郡域の拡大と集落増加が、払田柵跡周辺では、横手盆地における集落増加のピークが認められることなどから、前述したようにそれら城柵内で集約的に生産された鉄製品等が集落の拡大域などへの開発、地域開発に供給されたと考えられる。

出羽国および陸奥国北部の城柵は、郡をこえた広域の直接支配を行う行政・軍事の拠点施設であることを述べたが、出羽国北部の古代城柵については、複合的かつ集約的地域支配拠点の機能を有し、かつ、地域開発の拠点としての機能も有していたことが、地域的特徴として指摘されるのである。

## ②……………出羽国北部における古代城柵の終末と新たな地域支配拠点の出現

### (1) 出羽国北部における古代城柵の終末

出羽北部城柵のうち秋田城跡については、前述したように古代城柵としての基本構造と機能が10世紀中葉まで存続した後に失われ、払田柵跡については10世紀後葉まで存続した後に失われる。出羽北部の古代城柵が担った行政と軍事などの基本的機能や生産施設としての機能など、古代国家による直接的な地域支配拠点としての機能と役割は、10世紀後半代のうちには失われると考えられる[伊藤 2007, 伊藤・五十嵐 2011]。

10世紀以降に律令国家体制が崩壊し、王朝国家体制へ変わっていくなか、出羽国北部では、10

世紀後半代には律令支配は終焉を迎え、古代城柵が地域支配の拠点としての実態と機能を失い、新たな地域支配体制と支配拠点が形成されていくのである。

## (2) 地域支配体制の変化と新たな地域支配拠点の成立



図11 清原氏支配関係および柵関連遺跡位置図

11世紀代の東北地方北部、出羽国北部および陸奥国北部では、古代城柵を拠点とする直接的な律令支配が終焉を迎え、在地勢力である地方豪族が伸張し、実質的な地域支配を広げていった。陸奥国北部では安倍氏が奥六郡を支配し、出羽国北部では清原氏が横手盆地の山北三郡を中心に出羽国北部を支配した。安倍氏と清原氏はともに「館」または「柵」と史料上で呼称される施設を拠点として地域支配を行った。「柵」について八木光則は、「館」の条件を満たした防御的機能が強化された「兵の館」として位置づけている〔八木光則 2016〕。

出羽国北部においては、清原氏の支配拠点として、横手盆地における沼柵や金沢柵の存在が史料に記載されており、各地域ごとに柵を中心として、一族や清原氏と姻戚関係を持つ豪族により支配を行っていたことが覗かれる。そして、発掘調査により11世紀代の清原氏の地域支配に関連する「柵」の遺跡として、横手盆地には大鳥井山遺跡〔横手市教育委員会 2009〕が確認され、金沢柵跡が調

査されている〔横手市教育委員会 2015〕。また、秋田平野には虚空蔵大台滝遺跡が確認されている〔秋田県教育委員会 2007〕。(図11)

その一方で、10世紀後半以降、平安時代後期から中世にかけて史料上には、古代城柵であった「秋田城」に関する記載が継続して認められる。また、官職名としての「秋田城介」や「出羽城介」、施設名としての「秋田城」の存在を示す史料があることから、出羽国衙の重要な出先機関であった「秋田城」はどこかに存在したと考えられる。

秋田城跡周辺には、古代城柵と同様な構造と規模を持つ大規模施設は確認されていない。しかし、秋田城跡南側の小丘陵上である勅使館地区には、土塁・空堀を伴う主郭と複数の郭から構成される遺跡が存在する。主郭の北側には小河川に向かって数段の平場が設けられ、周辺にも郭が広がると

考えられる（図12）。勅使館地区は、10世紀後半以降の「秋田城」に比定される可能性を持つものの、その年代や機能などの詳細な実態把握はなされていない。しかし、その河川に近接する丘陵上の立地や土塁・空堀を伴う複数の郭からなる構造については、古代城柵とは異なり、後述する清原氏など在地勢力の「柵」との類似性が指摘される〔小松・伊藤 2002, 伊藤 2010〕。

勅使館地区と柵との類似性からは、秋田城または秋田城介と清原氏との密接な関係性が想定され、出羽国北部では秋田城介の所管する秋田城を含めた国衙関連施設も、これまでの古代城柵とは異なり、清原氏の柵と同様の基本構造を持つように変化している可能性が考えられる。

また、清原氏の直接的な支配地域とされる横手盆地においては、払田柵跡とその周辺において、11世紀代に大規模施設は確認されていない。

それらのことから、出羽国北部においては11世紀以降、直接的に地域支配や地域開発にあたる

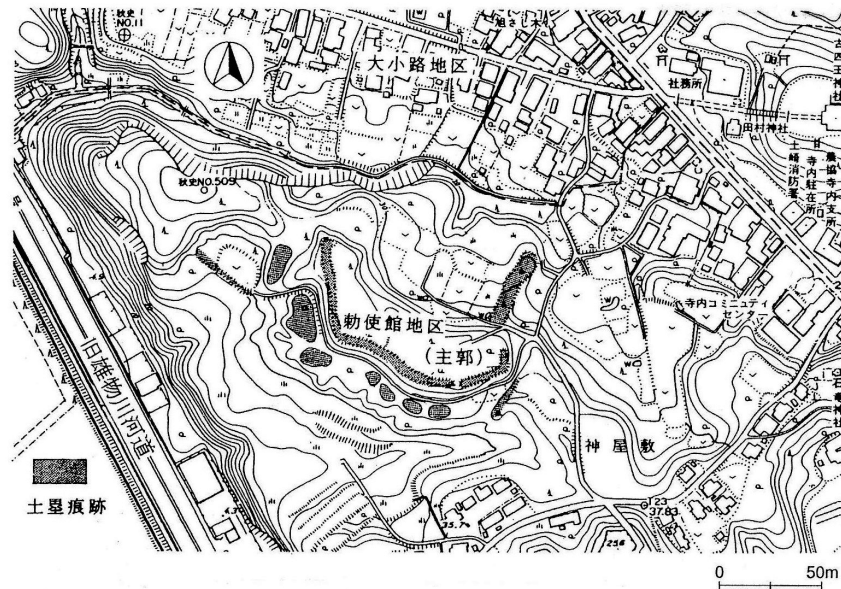


図12 勅使館地区全体図

古代城柵のような古代国家側の大規模な行政・軍事施設はなく、やはり実質的な地域支配は、在地勢力の柵などの拠点施設が担っていったものと考えられる。出羽国北部においては、地域支配の拠点が、古代城柵から在地勢力の「館」または「柵」へと移行していったと考えられるのである。

### (3) 出羽北部における清原氏の支配と柵の実態的機能

出羽国北部を支配した清原氏は、「出羽山北の俘囚主」と呼ばれた地方豪族である。安倍氏と陸奥守鎮守府將軍の源頼義が争った永承6年（1051）から康平5年（1062）の前九年合戦では、源氏に清原氏が1万余の大軍で加勢し、安倍氏を滅亡させたとされる。

安倍氏が滅びた後、清原武則が鎮守府將軍なり、山北三郡に加え奥六郡も支配し、「兵」として大きな軍事動員力とそれを支える経済力を持ち繁栄した。

永保3年（1083）から寛治元年（1087）の後三年合戦では、陸奥守源義家と源氏の一族郎党に清

原（藤原）清衡を加えた勢力により、沼柵や金沢柵などの拠点が攻められ、滅亡している。

出羽国北部の横手盆地においては、清原氏の拠点として、沼柵や金沢柵の存在が『陸奥話記』や『後三年合戦絵詞』などの史料に記載されている。また、清原氏の地域支配拠点である柵の遺跡としては、前述したように発掘調査により、横手市の大鳥井山遺跡が把握されている。また、秋田平野東部において虚空蔵大台滝遺跡がその年代や立地、構造などから11世紀代の清原氏に関する在地勢力による柵の遺跡として把握されている。

横手市に所在する大鳥井山遺跡は、清原氏の地域支配拠点であり、『陸奥話記』によれば当主清原光頼の子、武則の甥にあたる清原頼遠が「大鳥山太郎」を名乗り中心的な拠点としていた。

大鳥井山遺跡は、発掘調査により基本構造と支配拠点としての機能が把握されている〔横手市教育委員会 2009〕。遺跡を構成する郭は、南北に並ぶ小吉山、大鳥井山の郭からなり、その東に台処館の郭がある。基本構造として、複数以上の郭を空堀と土塁、柵列で囲んでいる（図13）（図14）。

遺跡は10世紀後半から11世紀後葉にかけて、Ⅰ期からⅢ期の変遷が把握されており、Ⅱ期の

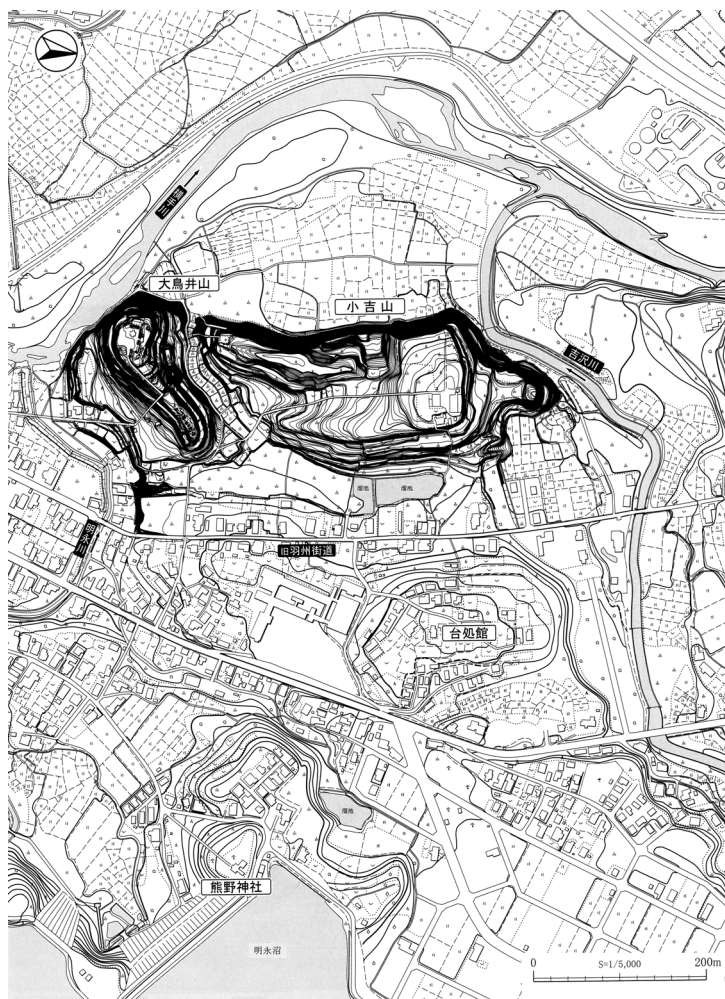


図13 大鳥井山遺跡周辺図  
〔横手市教育委員会 2009より〕

11世紀前葉以降に大規模な二重の土塁と堀で区画されるようになり、防御性が重視され、軍事的機能が強化されている。

清原氏による柵については、当然ながらその防御性、軍事的機能を重視する見解もあるが、その立地が比高差の大きい丘陵上ではないことから、中世後期の城館のような軍事拠点としての機能を主目的とした施設でないことは明らかである。後述する行政を含めたその他機能との関係性の中で立地やプランが選定され、軍事的機能が段階的に強化された施設として位置づけられる。

実際に、大鳥井山や小吉山、台処館などのそれぞれの郭内の遺構や出土遺物からは、軍事的機能だけではない実態的機能が把握される（図14）。

小吉山地区の郭からは、廂付き建物を含む大小の掘立柱建物が検出され、周辺からは儀礼に伴うかわらけ類が出土することから、政治的な機能も持つ中心的郭と考えられる。特に小吉山北部地区からは、フイゴ羽口が出土し、鍛冶関連遺構の存在が想定されており、郭内で鉄製品などの生産活動が行われていたと考えられる（図15）。また、漆パレットに使用された土器も出土しており、漆工も行われていたと考えられる。さらに小吉山北部地区と東部地区からは鉄製紡錘車が出土してお

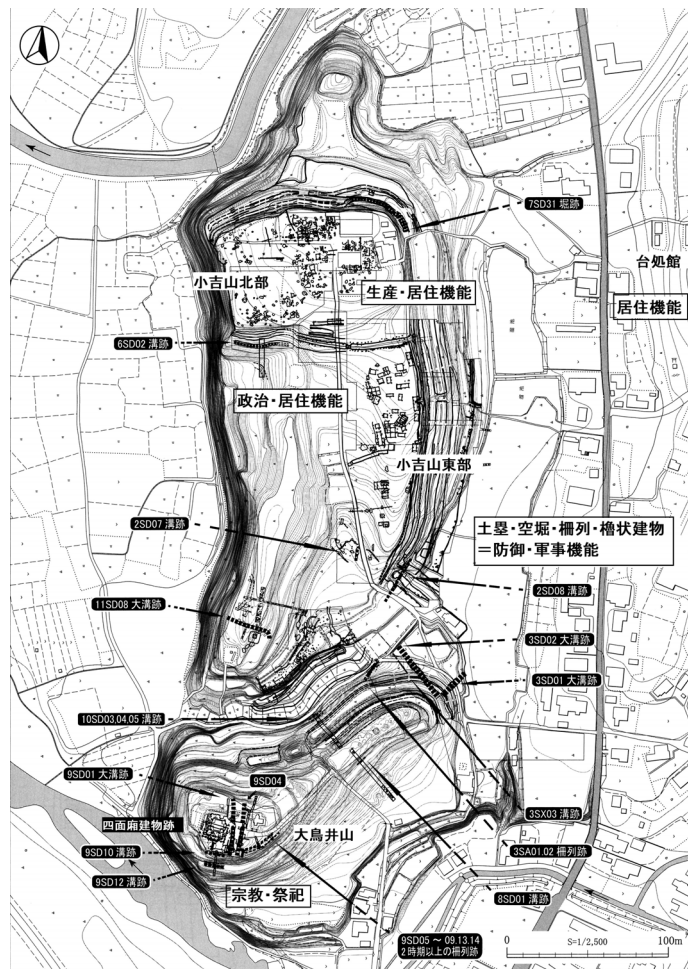


図14 大鳥井山遺跡機能関係図

[横手市教育委員会 2009 に加筆]

り、布の生産活動が行われていた可能性はある（図15）。

南側の大鳥井山地区の郭には、頂上部に宗教施設となる四面廂建物が検出され、宗教や祭祀の機能を持つと考えられる。

それら大鳥井山遺跡東側には同様に堀と土塁で囲まれた台処館の郭が把握され、その規模は小吉山の郭にも匹敵すると考えられる〔横手市教育委員会 2010, 富樫泰時 2011〕。全体の実態的機能は不明確であるが、郭内からは11世紀の竪穴建物が検出されており、居住域としての機能は持つものと考えられる。

大鳥井山遺跡で把握される複合的な機能のなかで、出羽国北部城柵の特徴的機能である生産施設としての機能が、郭内でも認められることが注目される。

また、大鳥井山遺跡を構成する郭については、小吉山・大鳥井山・台処館以外にも、地形等から遺跡北側や東側にも展開し、存在する可能性があり、それらにおいて生産施設や物資集積管理施設、居住域などが把握される可能性がある（図14）。

さらに、他の柵関連遺跡においても、大鳥井山遺跡と同様の遺構と機能が把握されている。秋田市東南部の虚空蔵大台滝遺跡は、岩見川に近接する丘陵上に所在している。切り岸・土塁・空堀と柵列で郭が囲まれ、複数以上の郭で構成されている。主郭内には掘立柱建物跡が検出されている。斜

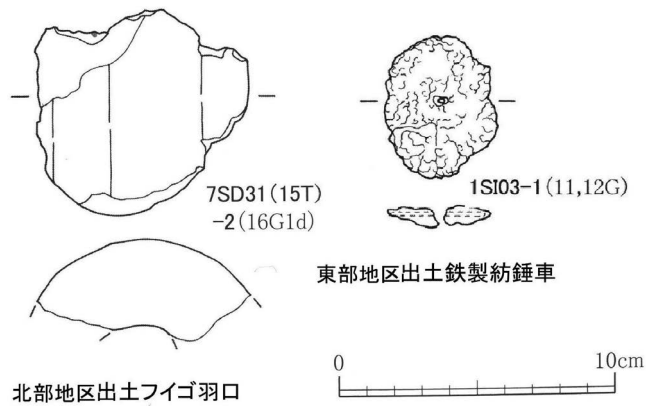


図15 小吉山北部出土フイゴ羽口・鉄製品実測図

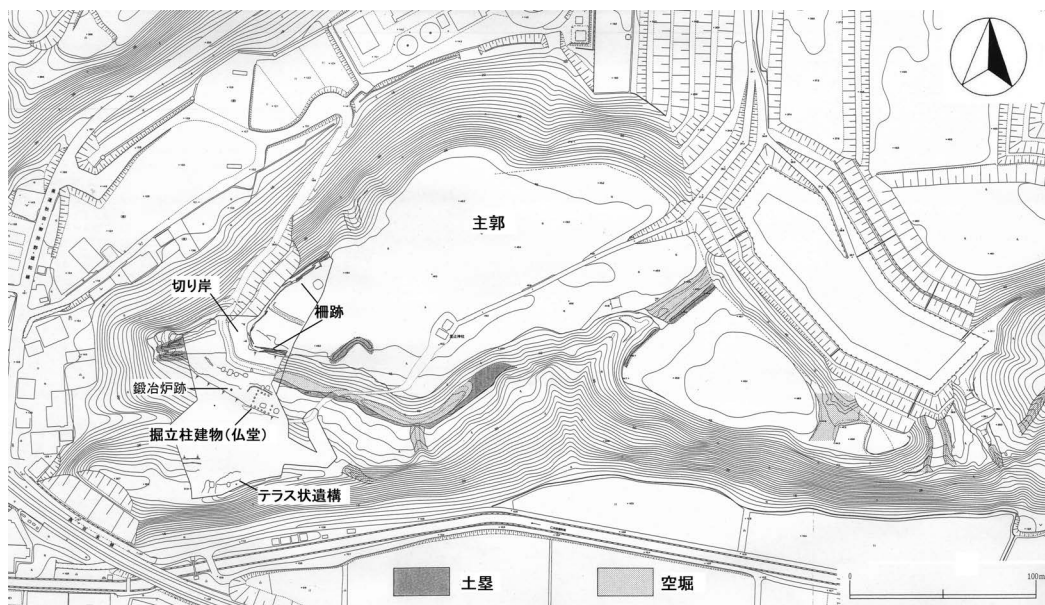


図16 虚空蔵大台滝遺跡全体図  
〔秋田県教育委員会 2007 に加筆〕



面を造成した平場からは仏堂と考えられる建物跡が検出され、付近から青銅製小塔が出土している。また、平場には鍛冶炉跡も検出され、鉄製品や鉄滓、羽口なども出土している。主郭から谷を挟んだ尾根状の小郭からは、かわらけを用いた祭祀遺構が確認されている。それらから、虚空蔵大台滝遺跡においても、軍事、居住、宗教、祭祀、生産などの実態的機能が複合的に把握される（図16）。

以上のように、大鳥井山遺跡や虚空蔵大台滝遺跡から、清原氏に關係する柵における実態的機能を見た場合、柵は複数以上の郭がそれぞれ主体となる機能を持ち、それが複合し集約されて地域支配の拠点としての機能を果たしていたと考えられる。全体として見た場合、柵は行政（政治）、軍事、居住、生産、宗教祭祀などの機能を複合的に持つ支配拠点であることが把握され、地域支配拠点としてのあり方と機能において、出羽国北部の古代城柵との共通性が指摘されるのである。<sup>(5)</sup>

また、実態的機能における共通性に加え、上記の11世紀代の柵関連遺跡の把握後は、立地や基本構造における古代城柵と柵との共通性についても、多くの研究者が指摘している。同じく横手盆地に所在する払田柵跡と大鳥井山遺跡を比較し、河川に近接して立地し、複数の丘陵で構成される不整形構造と材木堀による区画施設などの共通性が認められ、大鳥井山遺跡の外観と構造は、古代城柵である払田柵跡に求められるという指摘もなされている<sup>(6)</sup> [横手市教育委員会 2009, 高橋 2019]。

さらに、古代城柵と柵が機能した年代、柵の出現時期や並行関係を考えるうえで重要な出土土器の年代については、筆者がかつて大鳥井山遺跡の年代を11世紀代としている [伊藤 1997]。その後、島田祐悦が出土土器の整理と詳細な検討を行い、10世紀後葉段階において払田柵跡の終末期の土器と大鳥井山遺跡の創建期の土器が類似し、並行して機能した段階があったことを指摘し、古代城柵と連続する11世紀末にかけての土器群の編年を行っている [島田 2010]。

それらのことから、古代城柵と柵には、基本構造や実態的機能において共通性が認められる。また、10世紀後葉段階での並行関係と、城柵の機能停止後にそれを引き継ぐ形で連続して機能した状況が把握されるのである。

古代城柵と柵の強い関係性、共通性を考えるうえで、清原氏が地域支配を担うに至った背景が重要となる。清原氏は有力な在地豪族であり、出羽国の秋田城または雄勝城（払田柵跡）の在庁官人でもあったことが指摘されている [遠藤 1986]。また、清原氏は父系に中央氏族である清原真人、母系に在地豪族を持つという系譜における両属性を持つという指摘もなされている<sup>(7)</sup> [樋口 2004]。清原氏がその在庁官人としての地位や中央政権との結び付きに基づき、出羽国衙と一定の關係性を有しながら、出羽北部の古代城柵のプランや機能を引き継ぐ形で地域支配拠点として柵を造営し、機能させたと考えられるのである。

以上のことから、古代城柵から柵への移行期において、清原氏の柵は、古代城柵と同様に地域支配の拠点として行政的な権威と軍事力を持つとともに、生産施設などの複合的機能を持ち、労働力と資本を集約する地域開発の拠点としての役割を継承していったと考えられるのである。

### ③……………古代出羽国北部における地域支配の特質

#### (1) 王朝国家体制下の地方支配と出羽国北部地域の特異性

##### — 開発領主としての清原氏 —

10世紀以降に律令国家体制の崩壊が進み、王朝国家体制のもと、地方の支配体制は人身支配から土地支配に変わっていく。さらに11世紀以降は、荘園公領制のもと開発領主により開発が進む。開発された土地は、有力貴族や寺社に寄進され荘園化するか、国衙に属して公領となる。いずれにしても地方において開発領主として開発と実質的支配を行うのは、在地豪族や在庁官人などの地方の実力者であり、出羽国北部では清原氏がそれにあたるといえる。



図 17 横手市西郊条里制的地割図  
〔石母田正 1989 より転載〕

清原氏の直接的支配地域である横手盆地における開発領主の存在について論じた論考は、すでにある。石母田正は、『辺境の長者』の論考において、横手盆地に残る長者伝説と横手市西郊の条里的方格地割りや「四十八小屋」といわれる地名などとの関係性を指摘し、それらを平安時代中期以降の在地豪族による開発の痕跡とした。そして、その開発の根拠地が大鳥井山遺跡のある御嶽山麓であり、その地域を拠点に開発を行ったと伝わる長者伝説などをふまえ、清原氏との関係性にも言及している。また、清原氏という大土豪を生み得た横手盆地東側山麓地帯の生産力の高さにも言及している。[石母田 1958, 1989] (図 17)。

確かに、出羽国北部の清原氏は、全国的に見ても他地域の開発領主とは一線を画する特異な大規模開発領主として位置づけられる。『陸奥話記』には、前九年合戦において清原武則が1万余の兵を率いて陸奥国へ出兵した記載がある。山北三郡である横手盆地全域を直接の支配地域として、前九年合戦後には陸奥国側の奥六郡を統合するに至るなど、広大な支配域を持ち、大規模な兵力動員とそれを支える経済基盤を持つことが指摘される。

その全国的にも特異な大開発領主である清原氏による地域支配の背景には、古代出羽国北部における支配体制に関わる地域特性があると考えられる。

清原氏の直接支配地域である横手盆地と、それ以外の一族などによる間接的支配地域である秋田平野を含む出羽国北部は、古代城柵の設置地域である。そして前述したとおり、清原氏は、広域の行政・軍事施設であり、複合的な機能を持ち、労働力と資本を集約した地域開発拠点であった出羽北部城柵の機能と、城柵の地域支配システムを継承したと考えられる。

さらに、11世紀以降の荘園公領体制下において、出羽国北部は全国的に見ても数少ない荘園の未設置地域であったことが、重要な地域的特徴として指摘される〔国立歴史民俗博物館 1995〕。出羽国北部は、前段階の新立荘園や11世紀以降の寄進系荘園設置などにより、開発領主が荘官化せず、国衙や中央権門などの間接的支配から独自性、主体性を持った地域であったといえる。また、前述したように、在庁官人から勢力を伸ばしたとされる清原氏は、国衙とも一定の関係性を維持しつつ、国衙主導の開発や公領化ではない、柵を拠点とした独自の地域開発と地域支配を行ったと考えられる。

それらのことから、清原氏は古代城柵設置地域であり、荘園未設定地域という古代出羽国北部の地域的特質を背景として、古代城柵のシステムを継承し、より広域をより直接的に、高い集約性と生産性で開発し、経営する独自性を持った地域支配体制を構築し得たと考えられる。

## (2) 古代の長者伝説と環境変化

清原氏の開発領主としてのあり方に関連して、支配地域の横手盆地には石母田正が指摘したように「長者伝説」があり、開発行為の伝説、伝承が存在することが注目される。11世紀から12世紀頃全国各地に長者伝説があるが、横手盆地にも湖のようになった土地を干拓した「鳥の海の干拓」を行った明永長者と明保長者の伝説がある。また、地福長者と満徳長者による大規模開発の伝説もあり、ともに清原光頼や武則と血縁関係があったという伝承が残されている。それらは近世成立の書物に記されている〔秋田叢書刊行会 1928, 1932 a〕。

地理的には、横手盆地は西部から北西部を中心に現在も洪水多発地域であり、横手川周辺をはじ

めとして、皆瀬川旧河道周辺などに後背湿地や泥炭地が形成されている。また、横手川西岸部においては、西寄り低位の泥炭地よりやや高い東寄り、大鳥井山遺跡の西側に近接した一帯に、石母田正が指摘した条里的方格地割りの範囲が存在している（図18）。

横手盆地全域における古代集落遺跡の状況を見た場合、10世紀前半から中葉にかけて洪水被害にあった集落が確認されている。大仙市の半在家遺跡では、洪水被害の痕跡とそれに対する水田の復

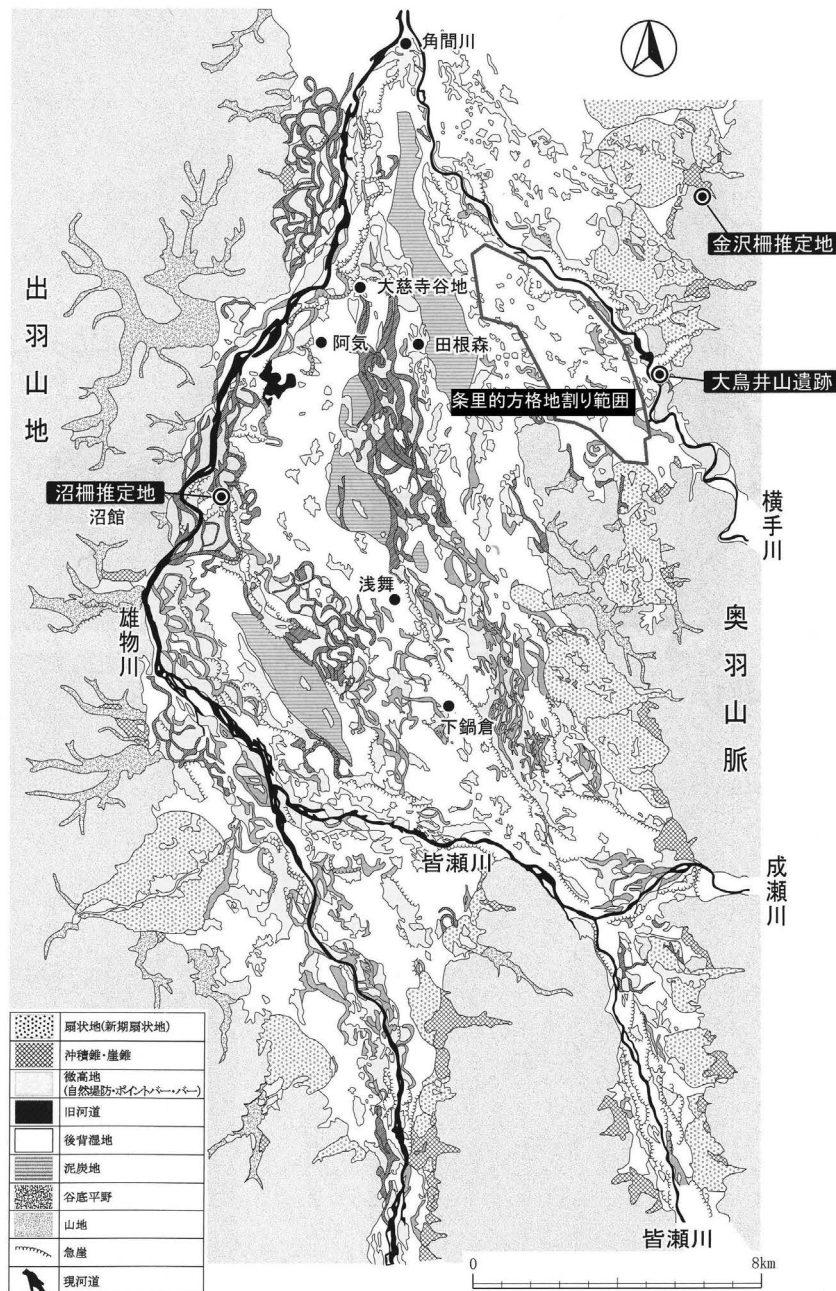


図18 横手盆地南部地形・柵関連遺跡位置図  
[横手市教育委員会 2009 を一部改変]

興と再度の被害による 10 世紀中頃の廃絶が確認されている。また、横手市西部の八卦遺跡でも同時期の洪水痕跡が確認されている [大仙市教育委員会 2009, 雄物川町教育委員会 2004]。

横手盆地の集落遺跡数を動向を見た場合、10 世紀中葉以降に激減しており、当該期に生活環境や社会構造に大きな変化があったことが理解される (図 10)。この集落減少については、従来から行われた開発行為による洪水被害に加えて、十和田 a 火山灰降下の影響があるとの指摘もある [荒

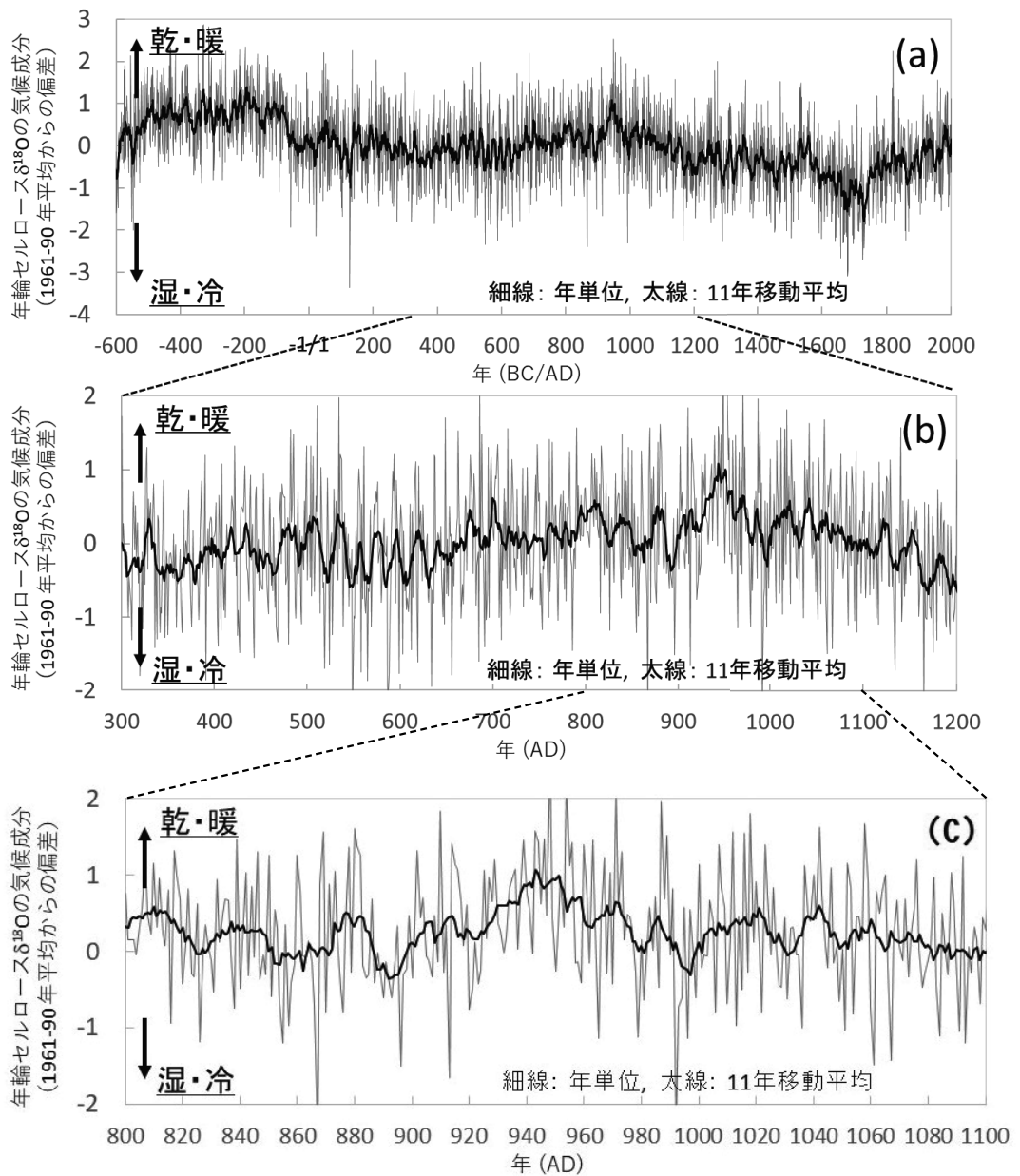


図 19 酸素と水素の同位体比を統合して計算した、過去 2600 年間の中部日本の樹木年輪セルロース酸素同位体比の気候成分の変動 [(a) : Nakatsuka et al., 2020] とその古代におけるクローズアップ(b)(c)。[中塚 2022 に、同データ拡大図の(c)を付記]

木 2012]。しかし、10 世紀中葉以降の集落減少は、東日本全域に共通する傾向として指摘され、洪水が多発する状況については、さらに大きな環境変化の視点で捉える必要がある。

近年は、酸素同位体比年輪年代法を用いた気温や夏期降水量の変動などの古気候復元について、研究が進んでいる。中塚武らのセルロースの酸素同位体比に水素同位体比を加え活用する手法を用いた研究による古気候復元データについて、100 年単位の長周期で見ると、10 世紀前半に温暖化と乾燥化、10 世紀半ばを境に、10 世紀後半以降に急激な夏期降水量の増加による寒冷化と湿潤化が認められる(図 19)<sup>(10)</sup> [中塚 2020・2022, Nakatsuka et al., 2020]。そのため、横手盆地においても、前述の洪水痕跡を踏まえれば、10 世紀中頃の気候転換期に洪水が発生し、10 世紀後半以降にも寒冷化や夏期降水量増加(湿潤化)に伴う洪水の発生や湿地化など、大きな環境変化が生じていた可能性が高いと考えられる。実際に 10 世紀中葉以降の集落激減期には、これまで集落が立地していた盆地の沖積地には集落遺跡が認められなくなり、限られた遺跡は、盆地周辺を囲む山側の丘陵端部や台地上などに立地するようになる(図 10)。

前述した横手盆地における長者による干拓や開発伝承は、そのような気候変動による多雨や湿地化などの環境変化や洪水などの災害による耕地の荒廃、それに対する復興と再開発といった地域社会の変化を反映している可能性がある。出羽国北部における律令国家体制の衰退、横手盆地における 10 世紀後半以降の集落減少、その後の清原氏による再開発の背景には、気候変動による環境変化があった可能性が考えられるのである。また、拠点施設に労働力と資本を集約し、生産施設などを持ち地域開発にあたる出羽北部古代城柵の特徴的な地域支配のシステムは、高い労働生産性により、気候変動後の復興と地域再開発にも有効に機能したと考えられ、他地域とは異なる生産性の向上と清原氏の勢力伸長につながったとも考えられる。

それらのことから、清原氏が独自性を持つ大開発領主となった背景と要因の一つには、横手盆地の地理的環境や当該期の環境変化などがあった可能性を指摘しておきたい。

### (3) 柵を拠点とした地域開発および地域支配体制の検討

清原氏が大開発領主として地域開発と地域支配をおこなった 10 世紀後半から 11 世紀において、直接支配地域である横手盆地と支配拠点である大鳥井山遺跡周辺の地域社会の実態はどのようなものであったのか。そこには、どのような地域開発と地域支配および経営の形態が想定され得るのであろうか。

実際には、横手盆地において 10 世紀後半から 11 世紀にかけては、現時点で拠点施設である柵の遺跡を除き、集落遺跡はほとんど把握されず、大規模な集落や集落数の増加も把握されていない [高橋 2014, 島田 2014, 2019]。前述したようにこの時期の集落減少傾向は広域的に共通するが、清原氏のもと地域の再開発が進んだとすれば、9 世紀中葉段階のように耕作対象地周辺に新たな集落の展開や増加があると想定される。しかし、現状ではそれらが遺跡として把握されていないという大きな問題がある。その要因については、遺構や遺物が検出されづらいものに変化している可能性<sup>(11)</sup>と、清原氏による地域開発および経営の方法、その段階での当該地域の社会構造や居住形態が、従来とは異なっている可能性<sup>(12)</sup>が考えられる。

清原氏による地域開発および経営の方法を考える場合、やはり地域支配拠点である柵の機能が重

要となる。前述したように柵が、労働力と資本を集約した複合的な地域開発の拠点としての機能を持つことを前提とし、集落が沖積地などの耕作対象地周辺に把握されない状況をふまえた場合、柵を中心とした地域開発と柵周辺地域への集住生活が想定されるのである。

柵と耕作対象地の関係を検討するうえでは、古地名が注目される。横手市内には条里的方格地割とその周辺に助太郎小屋、六郎小屋、北小屋、畚小屋、恵保小屋、大蔵小屋、中小屋、福小屋、上小屋、谷地小屋、吉田小屋、太郎小屋、小次郎小屋、鰻小屋、板小屋などの「四十八小屋」といわれる地名が残り〔山中良二郎ほか 1980〕、「長者が開発はじめに小屋を置いた」との伝説が近世成立の書物に残っている〔秋田叢書刊行会編 1932c〕。前述したように石母田正も条里的方格地割と「四十八小屋」に注目し、長者伝説が開発領主による百姓小屋の意識的、計画的な配置と定着を反映しているとしている。また、その村落形態を散村型在家聚落として、「小屋」地名を領主への隷属性をもつ田在家の近世的呼称としている〔石母田 1958〕。

さらに、大鳥井山遺跡の東側には明永地区があるが、条里制遺構内にも「明永」の地名が残り、江戸時代後期の紀行文家である菅江真澄も『雪の出羽路』に「明永野邑」や「明永邑」、「明永」の地名が横手地域に三十四ヶ所に見えると記している〔秋田叢書刊行会 1932b〕。

それらの古地名からは、開発領主のもとに行われた、大鳥井山遺跡周辺の拠点から開発および耕作対象地への住民の移動と、現地における小規模な開発・耕作拠点の設置と展開、最終的には散村形態で展開する小集落の形成が推定される。

それらをふまえ、想定される地域支配と経営のモデルは以下のように考えられる。住民は拠点である柵とその周辺に集住し、開墾など開発や農繁期の際には、離れた場所に点々と田屋（田小屋）や出作小屋のような簡易な住居による耕作拠点を設け、そこに出掛けて作業や営農にあたる。それらが小集落として定着するまでは、農閑期と冬季は柵またはその周辺（本村）に戻り、生活や開発に必要な様々な製品の製作作業にあたる。戦などの非常時には軍事機能を持つ柵に逃げ込むというようなものである。律令制度下に比して生産性の向上を意図して強化された土地および人身支配、労働力と資本を集約する「長者」による地域支配が想定されるのではないだろうか。

しかしながら、耕作地周辺における「小屋」の簡易な居住形態<sup>(12)</sup>は、遺構として検出されづらいものと考えられるため、この地域開発および経営モデルの検証には、「小屋」の遺構に加え、柵とその周辺地域への集住を裏付ける遺構群の実態把握が必要であり、今後の課題といえる。

#### (4) 古代出羽国北部における地域支配の特質

以上のように、出羽国北部においては、古代城柵について、集約的かつ複合的機能を持った広域の地域支配拠点であることや、生産施設を有し地域開発拠点としても機能したという地域的特徴が指摘された。その出羽国北部城柵の特徴的機能は、地方豪族清原氏により新たに成立した支配体制のもと、新たな地域支配拠点として出現した柵にも共通しており、城柵から柵へ地域支配拠点としての機能が継承されたと考えられた。

また、出羽国北部における、古代城柵設置地域であり荘園未設定地域であるという地域的特質についても指摘したうえで、直接の支配地域である横手盆地の地域様相の変化や、当該期の気候変動に伴う洪水や湿地化などの環境変化、それに対する復興や再開発の可能性などと合わせ、それらが

柵を地域支配拠点として、清原氏が大開発領主として成長した背景にあり、要因と考えられることを指摘した。

10世紀後半以降の大きな地域支配の変革期において、清原氏は、古代城柵の支配拠点としてのシステムを継承し、出羽国北部の支配体制や地域社会における特質を背景に、独自性を持つ大開発領主として成長したと考えられる。11世紀代、前九年・後三年合戦において、その軍事力と経済力を誇示した清原氏の地域支配の背景には、出羽国北部の地域特性と、古代城柵から柵へと受け継がれた地域支配システムがあったと考えられるのである。

古代から中世への転換期における地方の地域支配や社会構成について、どのような広域の共通性と地域性が存在するのか、出羽国北部と横手盆地はその研究において、重要な対象地域として位置付けられる。特に古代末において際だった地域性を示す「辺境の長者」たる清原氏による地域支配の実態を追究するためには、地域支配拠点である柵の実態的機能とその周辺地域様相についてさらなる把握が必要である。本論考で十分に検証しえなかった点も含め、今後の課題としたい。

## 註

(1)——八木光則は、出羽国および陸奥国の北部城柵において、郡域をこえた直接支配が行われたと指摘している。[八木 2005, 八木 2007]

(2)——以下、秋田城跡の実態的機能やその年代や変遷については、筆者の論考等による [伊藤 2006, 伊藤 2016]。

(3)——秋田平野北部の丘陵では、製鉄関連の炭窯を伴う当該期の大平遺跡や、鍛冶炉などを伴う西野遺跡、開防遺跡、貝保遺跡などが把握される [秋田県教育委員会 2003a・2003b]。しかし、鍛冶炉については、その機能した時期が、出土遺物や遺構の重複関係などから、当該期より新しい9世紀後半以降と考えられる。

また一方で、秋田城の周辺地域では、9世紀第4四半期以降にも内陸側である秋田平野東側に集落の増加が認められる。しかし、その時期には上野遺跡のように鉄製品生産関連遺物と遺構が確認される集落があり [秋田県教育委員会 2000]、鉄製品生産が集落で行われ、開発の主体性が地域側に求められる可能性があり、城柵を拠点および主体とする地域開発による増加とは異なる動向と考えられる。

(4)——出羽国北部の2城柵に共通する城内生産施設が出羽国側の城柵の特徴的機能とする見解は、既に筆者が別項で示している。本論考ではそれが地域開発の拠点としての機能であり、複合的機能と合わせ、地域の特徴であるという所見について、9世紀から11世紀の出羽国北部地域社会の動向と対比して改めて整理している [伊藤 2007]。

(5)——古代城柵と柵との機能的関係性や地域開発拠点としての位置付けと、11世紀代の集落減少状況下における拠点施設である柵を中心とする集約と集住の可能性については、既に筆者は別稿で言及している [伊藤武士 2010]。また、近年、島田祐悦も11世紀代の集落減少と柵を中心とする拠点地域への集約の可能性について同様の見解を示している [島田 2016]。

(6)——払田柵跡、大鳥井山遺跡、虚空蔵大台滝遺跡、柳之御所遺跡における基本プランと構造の共通性については、大鳥井山遺跡や虚空蔵大台滝遺跡など11世紀代の柵関連遺跡の実態把握後、多くの研究者に指摘され、共通認識となりつつある。

(7)——出羽仙北主清原氏の系譜については、中央氏族清原真人に父系出自を持ち、現地豪族に母系出自を持つ両属的氏族であり、その出自に基づき10世紀以降に秋田城の在庁官人として、仙北三郡に勢力を伸ばしたとされる [樋口知志 2004]。

(8)——本論で開発の主たる対象地域としている横手盆地も含めた出羽国北部、現在の秋田県域においては、古代における荘園の存在を示す文書、史料は把握されていない。庄号が記された近世以降の史料はあるが、近世の俗称とされている [国立歴史民俗博物館 1995]。

(9)——江戸時代後期の紀行文家である菅江真澄は『雪の出羽路』に、「三熊野社別華嚴院古記」に記される内容として、鳥の海の干拓、明永長者と明保長者兄弟による開発の伝説を記している。また、地福長者と満徳長者に関係する地名の由来や明永の地名について記してい



る〔秋田叢書刊行会 1932〕。「出羽六郡三十三所観音巡禮記」には、地福長者とつながる満徳長者が吉沢・杉沢川の用水を引き山北・平鹿・雄勝三郡を開発し、大きな屋敷に住み百姓に大規模な耕作をさせ富栄えたこと、地福長者と満徳長者はともに清原光頼と清原武則と血縁関係にあることなどが記されている〔秋田叢書刊行会 1928〕。

(10)——酸素同位体比年輪年代法を用いた古気候データの長周期的な検討においては、10世紀前半に急激な温暖化と乾燥化、10世紀半ばを境に、10世紀後半以降は急激な夏期降水量の増加などの寒冷化と湿潤化が認められる。それらが、水害の頻発や農地の荒廃、その後の再開発や荘園化の進行などつながるとの所見が、本共同研究研究会において、中塚武氏より示された。

(11)——10世紀中葉以降の集落の減少と11世紀から12世紀にかけて集落が認められない状況について、八木光則は、古代の岩手郡を例として、竪穴建物から地上式住居への変化、土製煮炊具から鉄鍋への変化や土器から木

器へ変化など、生活様式の変化により、集落が把握されづらくなっていることに起因すると考察している〔八木光則 2016〕。

(12)——横手盆地においては、11世紀から12世紀の遺物として、和鏡など宗教関連の当該期の遺物が出土もしくは伝世している。近年、横手盆地では圃場整備などにより広域にわたり発掘調査が行われているが、当該期における遺物や遺構、集落跡はほとんど確認されない。一方で大鳥井山遺跡では、竪穴建物や掘立柱建物跡、土器類や木器の使用が確認されることから、当該期に周辺地域に何らかの生活域があれば、それらの遺構や遺物などが確認されると考えられる。それらが広範囲に展開する集落として検出されない状況からは、検出困難な簡易な居住形態や、拠点地域への集住などが想定される。

(13)——地上式住居としては、小規模な掘立柱式の建物、簡易な礎石式建物やその礎石上に土居を伴う建物構造などが考えられる。

## 引用文献

- 秋田叢書刊行会編 1928 「秋田六郡三十三所観音順礼記」『秋田叢書』第八卷所収 5頁 秋田叢書刊行会  
 秋田叢書刊行会編 1932a 菅江真澄著「『雪の出羽路』十三卷 平鹿郡 横手郷正平寺「三熊野社別華嚴院古記」」『秋田叢書』第七卷所収 413頁 秋田叢書刊行会  
 秋田叢書刊行会編 1932b 菅江真澄著「『雪の出羽路』十二卷 平鹿郡明永野邑」『秋田叢書』第七卷所収 313頁 秋田叢書刊行会  
 秋田叢書刊行会編 1932c 菅江真澄著「『雪の出羽路』十四卷 平鹿郡 大松河郷其十一 福万邑」『秋田叢書』第七卷所収 520頁 秋田叢書刊行会  
 荒木志伸 2012 「清原氏台頭の歴史的背景 —横手盆地の考古学資料から—」『秋田考古学』第56号 秋田考古学協会  
 石母田正 1958 「辺境の長者 —秋田県横手盆地の歴史地理的一考察—」『歴史評論』92・95・96・98  
 石母田正 1989 「辺境の長者 —秋田県横手盆地の歴史地理的一考察—」『石母田正著作集第七巻古代末期政治史論』岩波書店  
 伊藤武士 2006 『秋田城跡』日本の遺跡 12 同成社  
 伊藤武士 2007 「九世紀の城柵」『九世紀の蝦夷社会』高志書院  
 伊藤武士 2010 「秋田城跡と大鳥井山遺跡」『大鳥井山遺跡公開講座・展示会資料』  
 伊藤武士・五十嵐一治 2011 「出羽国城柵の終末」『第三七回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』  
 伊藤武士 2016 「古代城柵秋田城の機能と特質」『北方世界と秋田城』六一書房  
 今泉隆雄 2015 「律令国家の辺境支配」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館  
 遠藤 巖 1986 「秋田城介の復活」『東北古代史の研究』吉川弘文館  
 神田和彦 2005 「秋田平野周辺における集落の様相」『第31回古代城柵官衙遺跡検討会資料』  
 国立歴史民俗博物館 1995 『日本荘園データ1（畿内・東海道・東山道）』国立歴史民俗博物館資料調査報告 6  
 小松良博・伊藤武士 2002 第3章第4節「出羽府中と秋田城」『中世出羽の領主と城館』高志書院  
 島田祐悦 2010 「清原氏城館・大鳥井山遺跡のロクロ土師器」『北方世界の考古学』すいれん舎  
 島田祐悦 2016 「出羽仙北三郡と清原氏」『前九年・後三年合戦と兵の時代』吉川弘文館  
 島田祐悦 2019 「横手盆地の古代遺跡変遷」『未発見城柵解明の取り組みと北の境界領域からみた日本史』横手市後三年合戦沼柵公開講座史料  
 鈴木拓也 1998 「払田柵と雄勝城に関する試論」『古代東北の支配構造』吉川弘文館

- 
- 高橋 学 2014 「仙北・平鹿・雄勝地区」『9～11世紀の土器編年構築と集落遺跡の特質からみた北東北世界の実態的研究』北東北古代集落遺跡研究会
- 高橋 学 2016 「城柵と北東北の鉄」『北方世界と秋田城』六一書房
- 高橋 学 2019 「払田柵の区画施設の構造」『平成30年度後三年合戦シンポジウム資料』横手市教育委員会
- 富樫泰時 2011 「台処館の復元—発掘調査と地積図の比較」『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館—』高志書院
- 中塚 武 2020a 「酸素同位体比年輪年代法」『季刊 考古学』雄山閣
- 中塚 武 2022 「樹木年輪セルロースの酸素同位体比からみた古代日本の気候変動」『国立歴史民俗博物館研究報告第232集』
- Nakatsuka, T., Sano, M., Li, Z., Xu, C., Tsushima, A., Shigeoka, Y., Sho, K., Ohnishi, K., Sakamoto, M., Ozaki, H., Higami, N., Nakao, N., Yokoyama, M., and Mitsutani, T.: Reconstruction of multi-millennial summer climate variations in central Japan by integrating tree-ring cellulose oxygen and hydrogen isotope ratios, *Climate of the Past Discussion*, <https://doi.org/10.5194/cp-2020-6>, 2020.
- 樋口知志 2004 「第八章 第二節「出羽仙北主」清原氏」『秋田市史 第1巻 先史古代通史編』秋田市
- 八木光則 2005 「安倍・清原期の出羽と陸奥」『日本海域歴史体系』第一巻古代篇 I
- 八木光則 2007 「蝦夷と「律令」」『九世紀の蝦夷社会』高志書院
- 八木光則 2016 「二 奥六郡と安倍氏」『前九年・後三年合戦と兵の時代』吉川弘文館
- 山中良二郎ほか 1980 「横手市」『秋田県の地名 日本歴史地名大系 5』平凡社
- 発掘調査報告書**
- 秋田市教育委員会 1973～2003 『秋田城跡—昭和47年～平成14年秋田城跡調査概報』
- 秋田市教育委員会 2002 『秋田城跡—政庁跡—』
- 秋田市教育委員会 2004～2019 『秋田城跡—秋田城跡調査事務所年報2003～20019』
- 秋田市教育委員会 2008 『秋田城跡II—鶺鴒ノ木地区—』
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 1975～2009 『払田柵跡調査事務所年報』
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 1985『払田柵跡I—政庁—』秋田県文化財調査報告書 第122集
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 1999 『払田柵跡II—区画施設—』秋田県文化財調査報告書 第289集
- 秋田県教育委員会・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 2009 『払田柵跡III—長森地区—【本編】』秋田県文化財調査報告書 第448集
- 秋田県教育委員会 2000 『上野遺跡』秋田県文化財調査報告書 第295集
- 秋田県教育委員会 2003a 『西野遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書X VII—』秋田県文化財調査報告書 第360集
- 秋田県教育委員会 2003b 『開防遺跡 貝保遺跡—主要地方道秋田八郎潟線高速交通関連道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—』秋田県文化財調査報告書 第361集
- 秋田県教育委員会 2005 『厨川谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書 第383集
- 秋田県教育委員会 2007 『虚空蔵大台滝遺跡』秋田県文化財調査報告書 第416集
- 雄物川町教育委員会 2004 『八卦遺跡』雄物川町文化財調査報告書 第5集
- 大仙市教育委員会 2009 『半在家遺跡』大仙市文化財調査報告書 第7集
- 横手市教育委員会 2009 『大鳥井山遺跡』横手市文化財調査報告 第12集
- 横手市教育委員会 2010 『郷土館窯跡・大沼沢窯跡・台処館跡』横手市文化財調査報告 第16集
- 横手市教育委員会 2015 『陣館遺跡・金沢城跡』横手市文化財調査報告書 第34集

(秋田市立秋田城跡歴史資料館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2021年3月16日受付, 2021年7月27日審査終了)

---

## Characteristics of Regional Domination in the Northern Part of the Ancient Dewa Province: Ancient Fortification and “*Fence*” as a Regional Control Base

ITO Takeshi

In the northern part of The Dewa Province, in the 8th century, the Ancient Japanese state installed ancient fortification such as The Dewa Fort, Akita fortress, and Okachi fortress, and after the 9th century, the ancient fortification was used as a base for wide-area regional control. In the Akita fortress ruins and the Hotta fortress ruins which are ancient fortification ruins, the fact that the fortification was a regional control base which had the function such as the trade, the commodity accumulation management, the production, the residence, the religion, and the ritual, etc. in addition to the administration, the military, and the morning tribute pay function was grasped. In particular, it is pointed out that it functioned as a base for the development of the surrounding area with the fortress production facility which operates continuously as a regional feature of the ancient fortification in the northern part of The Dewa Province.

In the second half of the 10th century, the Dewa Province Northern fortification lost its actual condition and function as a regional control base. As the rule-of-law state system comes to an end, a new system of control by *Kiyohara clan* as a local ruler family, is established, and a new “*fence*” emerges as a new regional control base. And, the commonality with the northern ancient fortification in The Dewa Province is admitted in the actual function of the fence including the Otoriyama ruins.

The change from the rule-of-law state system to the dynasty state system, and in the 11th century and beyond, land development under the manor public system was under way, and the northern part of Dewa Province was ancient fortification installation area, and the area without manor was installed. *Kiyohara clan*, who is considered to be a self-proclaimed official of the Government Office, is believed to have inherited the complex and intensive regional control system of the ancient fortification and its characteristic functions as a development base, and became a major development lord with originality in the Yokote Basin, which is a directly controlled area, using the “*fence*” as a regional control base.

*Kiyohara clan* who grew up as a great development lord in the northern part of The Country, and showed off his military and economic power in the 11th century, is believed to have had the regional characteristics of the northern part of the Dewa Province as well as a characteristic regional system that was handed down from the ancient fortification to the “*fence*”.

Key words : The northern ancient fortification in The Dewa Province, Regional Control Base, Regional Development Base, *Kiyohara clan* Lord of The Great Development, From Ancient fortification to “*fence*”

---